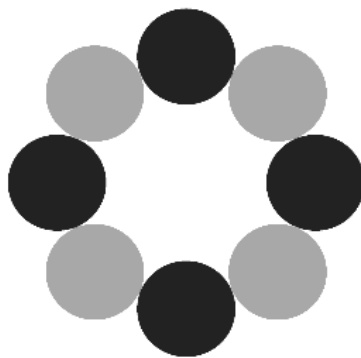


令和5年南砺市議会定例会
令和5年9月会議
議案書



南砺市

令和5年9月会議提出案件

目 次

予算関係

議案第	63号	令和5年度南砺市工業用地造成事業特別会計予算……………	4
議案第	64号	令和5年度南砺市一般会計補正予算（第7号）……………	11
議案第	65号	令和5年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）…	35
議案第	66号	令和5年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）……………	42
議案第	67号	令和5年度南砺市病院事業会計補正予算（第1号）……………	49
議案第	68号	令和5年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）……………	51

条例関係

議案第	69号	南砺市看護学生等修学資金等貸与条例の全部改正について……………	54
議案第	70号	南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部改正について……………	61

その他

議案第	71号	字の区域の廃止について……………	63
議案第	72号	市道路線の認定について……………	65
議案第	73号	市道路線の廃止について……………	66
議案第	74号	和解及び損害賠償の額を定めることについて……………	67
報告第	7号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について……………	68
報告第	8号	専決処分の報告について……………	69
認定第	1号	令和4年度南砺市一般会計歳入歳出決算認定について……………	70
認定第	2号	令和4年度南砺市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について……	71

認定第	3 号	令和 4 年度南砺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について……………	7 2
認定第	4 号	令和 4 年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出 決算認定について……………	7 3
認定第	5 号	令和 4 年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出 決算認定について……………	7 4
認定第	6 号	令和 4 年度南砺市介護事業特別会計歳入歳出決算認定について……	7 5
認定第	7 号	令和 4 年度南砺市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	7 6
認定第	8 号	令和 4 年度南砺市病院事業会計決算認定について……………	7 7
認定第	9 号	令和 4 年度南砺市水道事業会計決算認定について……………	7 8
認定第	1 0 号	令和 4 年度南砺市下水道事業会計決算認定について……………	7 9

議案第63号

令和5年度南砺市工業用地造成事業特別会計予算

令和5年度南砺市工業用地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,189千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		13,189
	1 繰入金	13,189
歳入合計		13,189

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		13,189
	1 事業費	13,189
歳 出 合 計		13,189

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 繰入金	13,189	0	13,189
歳 入 合 計	13,189	0	13,189

歳 出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	13,189	0	13,189			13,189	
歳 出 合 計	13,189	0	13,189			13,189	

2. 歳入

第 1 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 他会計繰入金	13,189	0	13,189	1 一般会計繰入金	13,189	一般会計繰入金 13,189
計	13,189	0	13,189			

3. 歳出

第 1 款 事業費

第 1 項 事業費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		事業名	金額	本年度の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 工業用地造成費	13,189	0	13,189	12 委託料	13,189	1 工業用地造成費	13,189			(繰入) 13,189		事業用地測量設計業務委託料 13,189
計	13,189	0	13,189				13,189			13,189		

議案第64号

令和5年度南砺市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度南砺市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331,859千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,846,908千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		2,952,461	49,513	3,001,974
	2 国庫補助金	1,525,702	49,513	1,575,215
17 県支出金		1,971,921	55,488	2,027,409
	1 県負担金	721,700	3,750	725,450
	2 県補助金	1,051,014	46,838	1,097,852
	3 県委託金	199,207	4,900	204,107
20 繰入金		3,053,481	18,907	3,072,388
	1 繰入金	3,053,481	18,907	3,072,388
21 繰越金		70,000	123,000	193,000
	1 繰越金	70,000	123,000	193,000
22 諸収入		988,961	67,351	1,056,312
	4 受託事業収入	49,508	66,000	115,508
	5 雑入	493,137	1,351	494,488
23 市債		2,571,100	17,600	2,588,700
	1 市債	2,571,100	17,600	2,588,700
歳入合計		34,515,049	331,859	34,846,908

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,633,251	21,948	3,655,199
	1 総務管理費	3,168,551	18,918	3,187,469
	2 徴税費	266,298	3,030	269,328
3 民生費		9,062,237	91,091	9,153,328
	1 社会福祉費	5,830,166	73,211	5,903,377
	2 児童福祉費	3,232,071	12,880	3,244,951
	3 災害救助費	0	5,000	5,000
4 衛生費		3,016,896	11,576	3,028,472
	1 保健衛生費	2,199,618	11,400	2,211,018
	2 環境費	817,278	176	817,454
5 労働費		85,453	176	85,629
	1 労働諸費	85,453	176	85,629
6 農林水産業費		1,547,239	80,258	1,627,497
	1 農業費	783,151	32,851	816,002
	2 農地費	224,186	40,300	264,486
	3 林業費	539,133	7,107	546,240
7 商工費		1,588,781	93,486	1,682,267
	1 商工費	1,588,781	93,486	1,682,267
8 土木費		4,448,068	5,338	4,453,406
	2 道路橋梁費	2,254,613	2,530	2,257,143

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 都市計画費	1,790,969	2,808	1,793,777
9 消防費		1,102,107	1,351	1,103,458
	1 消防費	1,102,107	1,351	1,103,458
10 教育費		3,950,235	26,635	3,976,870
	1 教育総務費	360,042	409	360,451
	2 小学校費	1,086,184	4,276	1,090,460
	3 中学校費	572,035	8,194	580,229
	4 社会教育費	1,299,959	5,143	1,305,102
	5 保健体育費	632,015	8,613	640,628
歳	出	合	計	
		34,515,049	331,859	34,846,908

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
一般会計出資債	13,400	11,400	24,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
過疎対策事業債	1,706,300	300	1,706,600			
緊急自然災害防止対策事業債	73,800	5,900	79,700			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	2,952,461	49,513	3,001,974
17 県支出金	1,971,921	55,488	2,027,409
20 繰入金	3,053,481	18,907	3,072,388
21 繰越金	70,000	123,000	193,000
22 諸収入	988,961	67,351	1,056,312
23 市債	2,571,100	17,600	2,588,700
歳入合計	34,515,049	331,859	34,846,908

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,633,251	21,948	3,655,199	762			21,186
3 民生費	9,062,237	91,091	9,153,328	65,518		8,400	17,173
4 衛生費	3,016,896	11,576	3,028,472		11,400		176
5 労働費	85,453	176	85,629				176
6 農林水産業費	1,547,239	80,258	1,627,497	32,413	5,900		41,945
7 商工費	1,588,781	93,486	1,682,267			66,000	27,486
8 土木費	4,448,068	5,338	4,453,406				5,338
9 消防費	1,102,107	1,351	1,103,458			1,351	
10 教育費	3,950,235	26,635	3,976,870	6,308	300	10,507	9,520
歳 出 合 計	34,515,049	331,859	34,846,908	105,001	17,600	86,258	123,000

2. 歳入

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	454,538	40,375	494,913	1 総務管理費補助金	40,375	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[定額] 40,375
2 民生費国庫補助金	143,865	7,730	151,595	1 社会福祉費補助金	7,730	地域介護・福祉空間整備推進交付金[10/10] 7,730
7 教育費国庫補助金	87,749	1,408	89,157	2 小学校費補助金	1,408	学校安全特別対策事業費補助金[定額] 1,408
計	1,525,702	49,513	1,575,215			

第 17 款 県支出金

第 1 項 県負担金

1 民生費県負担金	708,527	3,750	712,277	3 災害救助費負担金	3,750	災害救助費負担金[国1/2、県1/4] 3,750
計	721,700	3,750	725,450			

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

1 総務費県補助金	127,228	762	127,990	1 総務管理費補助金	762	富山県地域防災力向上支援事業費補助金[1/2] 762
2 民生費県補助金	230,657	45,926	276,583	1 社会福祉費補助金	45,926	地域密着型介護基盤整備事業費補助金[10/10] 45,926
4 農林水産業費県補助金	609,279	150	609,429	1 農業費補助金	150	とやま輸出拡大活動支援事業補助金[1/2] 150
計	1,051,014	46,838	1,097,852			

第 17 款 県支出金

第 3 項 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育費県委託金	84,366	4,900	89,266	2	125	令和のとやま型教育推進研究委託金[10/10] 125
				小学校費委託金		
				3	4,775	地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金[定額] 4,900
中学校費委託金		令和のとやま型教育推進研究委託金[10/10] △125				
計	199,207	4,900	204,107			

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 基金繰入金	3,053,481	18,907	3,072,388	27	8,400	すこやか子育て基金繰入金 8,400
				すこやか子育て基金繰入金		
				33	10,507	新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 10,507
				新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金		
計	3,053,481	18,907	3,072,388			

第 21 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	70,000	123,000	193,000	1 前年度繰越金	123,000	前年度繰越金 123,000
計	70,000	123,000	193,000			

第 22 款 諸収入

第 4 項 受託事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 商工費受託事業収入	5,177	66,000	71,177	2 商工観光施設維持費受託事業収入	66,000	商工観光施設維持費受託事業収入 66,000
計	49,508	66,000	115,508			

第 22 款 諸収入

第 5 項 雑入

1 雑入	493,137	1,351	494,488	12 消防費雑入	1,351	安全装備品整備事業助成金 1,351
計	493,137	1,351	494,488			

第 23 款 市債

第 1 項 市債

3 衛生債	34,000	11,400	45,400	1 保健衛生債	11,400	上水道一般会計出資債 11,400
8 教育債	594,600	300	594,900	2 中学校債	300	学校教育施設整備事業（過疎債） 300
17 緊急自然災害防止対策事業債	73,800	5,900	79,700	1 緊急自然災害防止対策事業債	5,900	緊急自然災害防止対策事業債（土地改良事業） 5,900
計	2,571,100	17,600	2,588,700			

3. 歳出

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
7 企画費	129,315	2,992	132,307	12 委託料	2,992	7 市誕生20年 企画推進費	2,992				2,992	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 2,992 / 2,992 南砺市誕生20年企画検討支援業務委 託料 2,992
8 協働のまちづく り費	313,815	1,762	315,577	10 需用費 12 委託料 14 工事請負費	292 291 1,179	6 住民自治推進 費	1,762				1,762	補正前額 / 補正額 / 補正後額 290,650 / 1,762 / 292,412 利賀交流センター（アーパス）空調設 備結露水対策工事 367 東太美交流センター給湯室壁修繕料 292 上平交流センター ・ 室外機点検業務委託料 291 ・ アリーナ火災報知設備取替工事 812
10 エコビレッジ推 進費	56,082	2,000	58,082	18 負担金補助及び 交付金	2,000	2 ゼロカーボン シティ推進費	2,000				2,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 39,032 / 2,000 / 41,032 ペレットストーブ等設置事業補助金 2,000
11 電算管理費	306,354	9,833	316,187	12 委託料 17 備品購入費	2,831 7,002	1 電算管理費	9,833				9,833	補正前額 / 補正額 / 補正後額 201,147 / 9,833 / 210,980 複合機出力管理ソフトウェア導入業務 委託料 983 フリーアドレス実証事業 ・ 検証環境構築業務委託料 1,848 ・ ワークテーブル等購入 4,142 ・ ノートパソコン購入 2,860

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
14 災害対策費	37,418	2,331	39,749	18 負担金補助及び 交付金	2,331	1 災害対策費	2,331	(県) 762			1,569	補正前額 / 補正額 / 補正後額 37,418 / 2,331 / 39,749 孤立集落資機材緊急整備事業補助金 181 自主防災組織活動強化事業補助金 1,345 初期消火資機材整備等補助金 805
計	3,168,551	18,918	3,187,469				18,918	762			18,156	

第 2 款 総務費

第 2 項 徴税費

2 賦課徴収費	106,169	3,030	109,199	12 委託料	3,030	1 賦課事務費	3,030				3,030	補正前額 / 補正額 / 補正後額 60,354 / 3,030 / 63,384 地方税共通納税システム改修業務委託 料 3,030
計	266,298	3,030	269,328				3,030				3,030	

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

3 生活保護費	73,932	5,163	79,095	12 委託料 13 使用料及び賃借 料	3,367 1,796	1 生活保護更生 指導費	5,163				5,163	補正前額 / 補正額 / 補正後額 17,432 / 5,163 / 22,595 クラウド版生活保護システム導入 ・導入業務委託料 3,147 ・ネットワーク設定業務委託料 220 ・システム利用料 1,796
------------	--------	-------	--------	---------------------------------	----------------	--------------------	-------	--	--	--	-------	--

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明					
				区 分	金額			特定財源				一般財源				
								国県支出金	地方債	その他						
4 老人福祉費	1,624,933	68,048	1,692,981	18	61,768	1	8,112	(国)				補正前額 / 補正額 / 補正後額 68,391 / 8,112 / 76,503 介護サービス事業所等物価高騰対策支 援補助金 8,112				
				負担金補助及び 交付金		高齡者福祉推 進費（単独）		(国)								
				22		5		(国)					7,730 (県) 45,926			補正前額 / 補正額 / 補正後額 154,688 / 53,656 / 208,344 地域密着型介護基盤整備事業費補助金 45,926 地域介護・福祉空間整備等施設整備交 付金 7,730
				償還金利子及び 割引料		高齡者施設運 営費		(県)								
						6									4,870	補正前額 / 補正額 / 補正後額 74,732 / 4,870 / 79,602 令和4年度保健福祉事業交付金返還金 4,870
	8				1,410	補正前額 / 補正額 / 補正後額 37,347 / 1,410 / 38,757 令和4年度保健福祉事業交付金返還金 1,410										
					計	68,048	61,768			6,280						
計	5,830,166	73,211	5,903,377			73,211	61,768			11,443						

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

1				12		2				(繰入)		補正前額 / 補正額 / 補正後額
児童福祉総務費	378,630	12,880	391,510	委託料	880	児童育成費	12,000			8,400	3,600	79,033 / 12,000 / 91,033

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(1 児童福祉 総務費)				18 負担金補助及び 交付金	12,000							高校生通学支援金 12,000
						5 こども妊産婦 医療費給付費	880				880	補正前額 / 補正額 / 補正後額 148,924 / 880 / 149,804 こども医療費助成システム改修業務委 託料 880
						計	12,880			8,400	4,480	
計	3,232,071	12,880	3,244,951				12,880			8,400	4,480	

第 3 款 民生費

第 3 項 災害救助費

1 災害救助費	0	5,000	5,000	19 扶助費	5,000	1 災害救助費	5,000	(県) 3,750			1,250	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 5,000 / 5,000 令和5年7月豪雨災害 ・災害弔慰金 5,000
計	0	5,000	5,000				5,000	3,750			1,250	

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

4 上水道費	306,472	11,400	317,872	23 投資及び出資金	11,400	1 水道事業会計 繰出金	11,400	(地) 11,400				補正前額 / 補正額 / 補正後額 306,472 / 11,400 / 317,872 水道事業会計出資金 11,400
計	2,199,618	11,400	2,211,018				11,400	11,400				

第 4 款 衛生費

第 2 項 環境費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 環境総務費	99,091	176	99,267	18 負担金補助及び 交付金	176	8 衛生管理費	176				176	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,771 / 176 / 1,947 公衆浴場衛生設備改善事業補助金 176
計	817,278	176	817,454				176				176	

第 5 款 労働費

第 1 項 労働諸費

1 労働諸費	85,453	176	85,629	12 委託料	176	1 勤労者労務対 策費	176				176	補正前額 / 補正額 / 補正後額 49,453 / 176 / 49,629 雪道の安全運転講習実施業務委託料 176
計	85,453	176	85,629				176				176	

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

3 農業振興費	634,624	32,488	667,112	18 負担金補助及び 交付金	32,488	7 土地利用型農 業活性化対策 費	32,263	(国)	32,263				補正前額 / 補正額 / 補正後額 10,012 / 32,263 / 42,275 次期作奨励肥料・燃油コスト低減緊急 重点支援事業補助金 32,263
						16 特産物振興対 策費	225	(県)	150			75	補正前額 / 補正額 / 補正後額 19,006 / 225 / 19,231 とやま輸出拡大活動支援事業補助金 225
						計	32,488		32,413			75	

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
7 桜ヶ池周辺施設 費	9,774	363	10,137	10 需用費	363	1 桜ヶ池周辺施設 維持費	363				363	補正前額 / 補正額 / 補正後額 9,774 / 363 / 10,137 桜ヶ池公園東側公衆便所浄化槽修繕料 363
計	783,151	32,851	816,002				32,851	32,413			438	

第 6 款 農林水産業費

第 2 項 農地費

1 農地総務費	217,855	40,300	258,155	18 負担金補助及び 交付金	40,300	5 県単土地改良 費	14,800		(地) 5,900		8,900	補正前額 / 補正額 / 補正後額 23,094 / 14,800 / 37,894 土地改良区施行事業補助金 14,800
						8 豪雨災害対策 費（農地費）	25,500				25,500	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 25,500 / 25,500 令和5年7月豪雨災害 ・市単独土地改良事業補助金 25,500
						計	40,300		5,900		34,400	
計	224,186	40,300	264,486				40,300		5,900		34,400	

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

2 林業振興費	171,517	5,000	176,517	18 負担金補助及び 交付金	5,000	1 林業振興対策 費	5,000				5,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 14,204 / 5,000 / 19,204 南砺市の木利用促進補助金 5,000
------------	---------	-------	---------	----------------------	-------	------------------	-------	--	--	--	-------	--

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
6 林業施設維持費	53,468	1,661	55,129	14 工事請負費	1,661	3 緑地広場等管理費	1,661				1,661	補正前額 / 補正額 / 補正後額 2,247 / 1,661 / 3,908 令和5年7月豪雨災害 ・安居緑地広場法面復旧工事 1,661
7 自然保護費	31,665	446	32,111	18 負担金補助及び 交付金	446	2 有害鳥獣対策 費	446				446	補正前額 / 補正額 / 補正後額 21,128 / 446 / 21,574 鋼製柵等設置支援事業補助金 446
計	539,133	7,107	546,240				7,107				7,107	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

2 商工振興費	596,043	8,000	604,043	18 負担金補助及び 交付金	8,000	3 商工振興費	8,000				8,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 192,555 / 8,000 / 200,555 空き家・空き店舗利用促進事業補助金 8,000
4 企業立地推進費	68,394	13,189	81,583	27 繰出金	13,189	3 工業用地造成 事業特別会計 繰出金	13,189				13,189	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 13,189 / 13,189 繰出金 13,189
5 商工観光施設維持費	618,560	72,297	690,857	10 需用費 12 委託料 14	394 6,000	2 合掌の里管理 費	66,000			(諸収) 66,000		補正前額 / 補正額 / 補正後額 23,017 / 66,000 / 89,017 合掌の里小林家移転 ・工事監理業務委託料 6,000 ・移転工事 60,000

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明				
				区 分	金額			特定財源				一般財源			
								国県支出金	地方債	その他					
(5 商工観光 施設維持費)				工事請負費	65,903	37	394				394	補正前額 / 補正額 / 補正後額			
						国民宿舎管理 費						28,688 / 394 / 29,082			
						38	5,903				5,903	補正前額 / 補正額 / 補正後額			
						温泉施設維持 費						98,464 / 5,903 / 104,367			
計											桜ヶ池クアガーデン消防設備修繕工事 5,903				
計	1,588,781	93,486	1,682,267				93,486				66,000	6,297	66,000	27,486	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

5				12		1						補正前額 / 補正額 / 補正後額
消融雪施設維持 費	157,081	2,530	159,611	委託料	2,530	消融雪装置管 理費	2,530				2,530	157,081 / 2,530 / 159,611
計	2,254,613	2,530	2,257,143				2,530				2,530	消雪送水管移設用地測量業務委託料 2,530

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

1				11		3						補正前額 / 補正額 / 補正後額	
都市計画総務費	98,072	1,013	99,085	役務費	1,013	駐車場管理費	1,013				1,013	8,857 / 1,013 / 9,870	
												福野駅前駐車場整備事業	
												・用地分筆登記手数料	1,003
												・収入印紙	10

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 都市計画街路費	232,906	0	232,906	12 委託料 14 工事請負費 21 補償補てん及び 賠償金	500 4,000 △4,500	1 都市計画街路 費	0				補正前額 / 補正額 / 補正後額 169,866 / 0 / 169,866 節組替	
4 公園費	47,340	1,795	49,135	14 工事請負費	1,795	1 公園管理費	1,795			1,795	補正前額 / 補正額 / 補正後額 47,340 / 1,795 / 49,135 閑乗寺公園展望広場トイレ排水管改修 工事 1,795	
計	1,790,969	2,808	1,793,777				2,808			2,808		

第 9 款 消防費

第 1 項 消防費

2 非常備消防費	146,254	1,351	147,605	10 需用費	1,351	1 消防団運営費	1,351			(諸収) 1,351	補正前額 / 補正額 / 補正後額 70,658 / 1,351 / 72,009 消防団員防火帽購入 1,351
計	1,102,107	1,351	1,103,458				1,351			1,351	

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

2 事務局費	281,204	409	281,613	18 負担金補助及び 交付金	409	5 外国語指導助 手事業費	409			409	補正前額 / 補正額 / 補正後額 45,034 / 409 / 45,443 自治体国際化協会等負担金 409
-----------	---------	-----	---------	----------------------	-----	---------------------	-----	--	--	-----	---

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	360,042	409	360,451				409				409	

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

2 小学校給食費	192,463	4,151	196,614	18 負担金補助及び 交付金	4,151	2 小学校給食費	4,151			(繰入) 4,151		補正前額 / 補正額 / 補正後額 132,971 / 4,151 / 137,122 学校給食費軽減対策事業負担金 4,151
3 小学校教育振興 費	174,402	125	174,527	7 報償費 10 需用費 11 役務費	64 54 7	1 小学校教育振 興費	125	(県) 125				補正前額 / 補正額 / 補正後額 151,569 / 125 / 151,694 令和のとやま型教育推進研究委託事業 ・講師謝礼 64 ・事務費 28 ・報告書印刷 26 ・通信費 7
4 スクールバス運 行費	125,602	0	125,602			1 スクールバス 運行費	0	(国) 1,408			△1,408	補正前額 / 補正額 / 補正後額 125,602 / 0 / 125,602 財源振替
計	1,086,184	4,276	1,090,460				4,276	1,533		4,151	△1,408	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

1 中学校管理費	299,101	330	299,431	14 工事請負費	330	4 中学校施設整 備費	330		(地) 300		30	補正前額 / 補正額 / 補正後額 121,035 / 330 / 121,365 福野中学校第1体育館アリーナ照明L ED化工事 330
-------------	---------	-----	---------	-------------	-----	-------------------	-----	--	------------	--	----	--

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 中学校給食費	141,201	5,506	146,707	18 負担金補助及び 交付金	5,506	2 中学校給食費	5,506			(繰入) 5,506	補正前額 / 補正額 / 補正後額 121,310 / 5,506 / 126,816 学校給食費軽減対策事業負担金 5,506	
3 中学校教育振興 費	131,733	2,358	134,091	7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借 料	1,858 △5 △47 26 31 495	1 中学校教育振 興費	2,358	(県) 4,775			△2,417 補正前額 / 補正額 / 補正後額 110,017 / 2,358 / 112,375 令和のとやま型教育推進研究委託事業 ・講師謝礼 △71 ・講師旅費 △5 ・事務費 △11 ・報告書印刷 △36 ・通信費 △2 地域部活動推進モデル事業 ・統括コーディネーター謝礼 99 ・指導者講習会講師謝礼 16 ・指導者等謝礼 978 ・保険料 28 ・施設使用料 495 中学校合同部活動事業 ・指導者謝礼 836 ・バス運行業務委託料 31	
計	572,035	8,194	580,229				8,194	4,775	300	5,506	△2,387	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
4 図書館費	360,446	263	360,709	10 需用費	263	1 図書館管理運営費	263				263	補正前額 / 補正額 / 補正後額 339,675 / 263 / 339,938 中央図書館エレベーター液晶基盤修繕料 263
5 文化財保護費	237,452	4,010	241,462	14 工事請負費 18 負担金補助及び 交付金	495 3,515	1 文化財保護費	3,515				3,515	補正前額 / 補正額 / 補正後額 20,866 / 3,515 / 24,381 市指定文化財「井波別院瑞泉寺」雨漏り等修繕工事補助金 3,207 県指定天然記念物「坂上の大杉」樹木保護事業補助金 308
						3 世界遺産関係費	495			495	補正前額 / 補正額 / 補正後額 88,416 / 495 / 88,911 相倉集落農業用兼防災用貯水槽取水管整備工事 495	
						計	4,010			4,010		
						9 教育文化施設費	271,744	870	272,614	10 需用費 14 工事請負費	204 666	6 福祉会館周辺施設管理費
						7 平若者センター管理費	666			666	補正前額 / 補正額 / 補正後額 18,488 / 666 / 19,154 体育館照明設備修繕工事 666	
						計	870			870		
計	1,299,959	5,143	1,305,102				5,143			5,143		

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
2 体育振興費	38,116	850	38,966	18 負担金補助及び 交付金	850	2 生涯スポーツ 推進費	850			(繰入) 850	補正前額 / 補正額 / 補正後額 7,088 / 850 / 7,938 総合型地域スポーツクラブ入会促進事 業補助金 850		
3 体育施設費	503,419	7,763	511,182	12 委託料	1,634	3 テニスコート 管理費	2,434				2,434	補正前額 / 補正額 / 補正後額 2,995 / 2,434 / 5,429 いなみ木彫りの里テニスコート照明設 備更新工事設計業務委託料 998 旧城端テニスコート管理棟解体工事 1,436	
				14 工事請負費	2,734								
				21 補償補てん及び 賠償金	3,395	5 グラウンド管 理費	1,298					1,298	補正前額 / 補正額 / 補正後額 13,173 / 1,298 / 14,471 福光屋内グラウンドオーバースライダ ーパネル取替工事 1,298
						6 その他施設維 持費	4,031					4,031	補正前額 / 補正額 / 補正後額 126,001 / 4,031 / 130,032 たいらクロスカントリー場 ・立木伐採業務委託料 636 ・立木補償 51 ・電柱移転補償 3,344
						計	7,763				7,763		
計	632,015	8,613	640,628				8,613			850	7,763		

地方債の令和4年度末における現在高及び令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和4年度末 現在高	令和4年度 繰越事業 起債見込額	令和5年度中増減見込額						令和5年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普通債	3,633,310	209,600	247,700	11,400	259,100	395,288		395,288	3,706,722
(1) 総務債	32,437	19,200				6,313		6,313	45,324
(2) 民生債	55,156					52,702		52,702	2,454
(3) 衛生債	422,457		13,400	11,400	24,800	21,193		21,193	426,064
(4) 農林水産業債	665,138	154,700	119,100		119,100	26,972		26,972	911,966
(5) 商工債	27,054					3,370		3,370	23,684
(6) 土木債	978,082	35,700	115,200		115,200	171,071		171,071	957,911
(7) 消防債	20,149					2,154		2,154	17,995
(8) 教育債	1,432,837					111,513		111,513	1,321,324
2. 災害復旧債	171,281	57,100	38,100		38,100	24,944		24,944	241,537
(1) 補助災害復旧債	170,024	57,100	38,100		38,100	24,316		24,316	240,908
(2) 単独災害復旧債	1,257					628		628	629
3. その他	34,816,660	435,600	2,285,300	6,200	2,291,500	4,832,690		4,832,690	32,711,070
(1) 辺地対策事業債	1,818,053	70,900	269,600		269,600	258,125		258,125	1,900,428
(2) 過疎対策事業債	9,861,583	233,900	1,706,300	300	1,706,600	1,118,248		1,118,248	10,683,835
(3) 合併特例債	8,139,785					1,756,166		1,756,166	6,383,619
(4) 全国防災事業債	194,776					11,026		11,026	183,750
(5) 緊急防災・減災事業債	2,000,828		19,400		19,400	406,451		406,451	1,613,777
(6) 公共施設等適正管理推進事業債	31,501					4,499		4,499	27,002
(7) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	253,338	123,700				8,461		8,461	368,577
(8) 緊急自然災害防止対策事業債	79,588	7,100	73,800	5,900	79,700	5,233		5,233	161,155
(9) 緊急浚渫推進事業債	2,400		1,300		1,300				3,700
(10) 脱炭素化推進事業債			30,900		30,900				30,900
(11) 減税補填債	40,717					17,776		17,776	22,941
(12) 臨時財政対策債	12,347,800		184,000		184,000	1,240,923		1,240,923	11,290,877
(13) 減収補てん債	46,291					5,782		5,782	40,509
合 計	38,621,251	702,300	2,571,100	17,600	2,588,700	5,252,922		5,252,922	36,659,329

議案第65号

令和5年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,452千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,769,352千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 県支出金		3,484,144	1,452	3,485,596
	3 県負担金・補助金	3,484,144	1,452	3,485,596
歳入合計		4,767,900	1,452	4,769,352

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		99,211	1,452	100,663
	2 徴税費	5,359	1,452	6,811
歳 出 合 計		4,767,900	1,452	4,769,352

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 県支出金	3,484,144	1,452	3,485,596
歳入合計	4,767,900	1,452	4,769,352

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	99,211	1,452	100,663	1,452			
歳 出 合 計	4,767,900	1,452	4,769,352	1,452			

2. 歳入

第 6 款 県支出金

第 3 項 県負担金・補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	3,476,288	1,452	3,477,740	2 保険給付費等交付金（ 特別交付金）	1,452	特別調整交付金分[定額] 1,452
計	3,484,144	1,452	3,485,596			

3. 歳出

第 1 款 総務費

第 2 項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 賦課徴収費	5,359	1,452	6,811	12 委託料	1,452	1 賦課徴収費	1,452	(県) 1,452			補正前額 / 補正額 / 補正後額 5,359 / 1,452 / 6,811 国民健康保険システム改修業務委託料 1,452	
計	5,359	1,452	6,811				1,452	1,452				

議案第66号

令和5年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ869千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235,169千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		16,201	869	17,070
	1 繰入金	16,201	869	17,070
歳入合計		234,300	869	235,169

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		229,073	869	229,942
	1 事業費	229,073	869	229,942
歳 出 合 計		234,300	869	235,169

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	16,201	869	17,070
歳入合計	234,300	869	235,169

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	229,073	869	229,942				869
歳 出 合 計	234,300	869	235,169				869

2. 歳入

第 8 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	16,201	869	17,070	1 財政調整基金繰入金	869	財政調整基金繰入金 869
計	16,201	869	17,070			

3. 歳出

第 1 款 事業費

第 1 項 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 事業費	229,073	869	229,942	12 委託料	869	2 訪問看護事業 費	869				869	補正前額 / 補正額 / 補正後額 23,223 / 869 / 24,092 訪問看護レセプト（医療保険請求分） 電子化対応業務委託料 869
計	229,073	869	229,942				869				869	

議案第67号

令和5年度南砺市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和5年度南砺市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 令和5年度南砺市病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
(追加) 給食業務委託	令和6年度～令和8年度	千円 196,535

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

債務負担行為に関する調書

(単位:千円)

事 項	限度額	令和4年度までの支出額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	企業債	その他	
給食業務委託	196,535	—	—	令和6年度～令和8年度	196,535				196,535
既決定分(26件)	2,027,979		510,648		1,517,331			8,800	1,508,531
合 計	2,224,514		510,648		1,713,866			8,800	1,705,066

議案第68号

令和5年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入の補正）

第2条 令和5年度南砺市水道事業会計予算第4条本文中「556,665千円」を「545,265千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的収入	293,057千円	11,400千円	304,457千円
第2項 出 資 金	59,180千円	11,400千円	70,580千円

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和5年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書

資 本 的 収 入 の 補 正

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1	資本的収入		293,057	11,400	304,457	
	2	出資金	59,180	11,400	70,580	
		1 出資金	59,180	11,400	70,580	一般会計出資金 11,400

令和5年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）予定キャッシュ・フロー計算書
 （令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	25,765
減価償却費	513,008
貸倒引当金の増減額(△は減少)	40
受取利息及び受取配当	△1,506
支払利息	42,889
未収金の増減額(△は増加)	3,913
未払金の増減額(△は減少)	741
たな卸資産の増減額(△は増加)	△199
引当金の増減額(△は減少)	919
長期前受補助金等戻入額	△116,677
長期前受補助金等消費税収益額	△350
固定資産除却費	9,946
小計	478,489
利息及び配当金の受取額	1,506
利息の支払額	△42,889
計	437,106
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△516,328
他会計貸付金による支出	0
補助金による収入	3,850
負担金による収入	9,487
新規加入金による収入	8,400
未収金の増減額(△は増加)	11,990
その他資本的支出	△182
計	△482,783
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	211,300
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△282,469
他会計からの出資による収入	70,580
計	△589
現金及び現金同等物の増減額	△46,266
現金及び現金同等物の期首残高	1,397,593
現金及び現金同等物の期末残高	1,351,327

議案第69号

南砺市看護学生等修学資金等貸与条例の全部改正について

南砺市看護学生等修学資金等貸与条例を別紙のとおり定める。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市看護学生等修学資金貸与条例

南砺市看護学生等修学資金等貸与条例（令和4年南砺市条例第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、将来市立医療機関に看護職員等として業務に従事しようとする看護学生等に対し、修学資金等を貸与することにより、市立医療機関における看護職員等の確保及び資質の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市立医療機関」とは、南砺市立病院、南砺市立診療所又は南砺市立訪問看護ステーションをいう。

2 この条例において「看護職員等」とは、保健師、看護師又は薬剤師（いずれも南砺市職員定数条例（平成16年南砺市条例第27号）第1条に規定する一般職の職員に限る。）をいう。

3 この条例において「看護学生等」とは、次に掲げる教育施設（以下「養成施設等」という。）に在学する者をいう。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）における薬学の正規課程（学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。）

（2）保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条の規定により文部科学大臣が指定した学校若しくは都道府県知事が指定した保健師養成所又は同法第21条の規定により文部科学大臣が指定した大学（短期大学を除く。）若しくは学校又は都道府県知事が指定した看護師養成所

（3）看護に関する専門知識を修得する目的で、学校教育法第91条第1項の規定により設置される大学の専攻科又は同法第97条の規定により設置される大学院の修士課程

（貸与資金の種類）

第3条 貸与する資金（以下「修学資金等」という。）の種類及びその内容は、次に

掲げるとおりとする。

- (1) 修学資金 養成施設等に在学する看護学生等に対し貸与する資金
- (2) 活躍応援資金 修学資金の貸与を受けた者（以下「修学資金借受者」という。）のうち、市立医療機関に勤務した者に対し貸与する資金
(貸与要件)

第4条 市長は、次に掲げる要件の全てに該当する看護学生等に対し、修学資金を貸与することができる。

- (1) 養成施設等を卒業した後、市立医療機関に看護職員等として業務に従事する意思があること。
- (2) 学業成績が良好であり、かつ、心身健全であること。
- (3) 他の修学資金又はこれに類するものの給付又は貸与を受けていないこと。ただし、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を除く。

2 市長は、修学資金借受者のうち、養成施設等を卒業した後、市立医療機関に看護職員等として業務に従事した者に対し、活躍応援資金を貸与することができる。

(修学資金等の貸与額)

第5条 貸与する修学資金の額は、その貸与を受けようとする者が在学する次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区分		貸与額（月額）
薬剤師の養成施設等	第2条第3項第1号に規定する養成施設等	100,000円
保健師又は看護師の養成施設等	第2条第3項第2号又は第3号に規定する養成施設等	50,000円

2 貸与する活躍応援資金の額は、10万円とする。ただし、当該資金に係る第7条第1項の規定による申請の日において、南砺市内に住所を有し、かつ、居住している者にあつては、貸与額に5万円（以下「特例加算」という。）を加算する。

3 貸与する修学資金等には、利息を付さない。

(修学資金の貸与の期間)

第6条 修学資金の貸与期間は、修学資金の貸与の決定を受けた年の4月から在学する養成施設等の正規の修業期間を終了するまでの期間とする。

(修学資金等の申請)

第7条 修学資金等の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 修学資金借受者が他の養成施設等に進学等するに当たり、当該進学等先において引続き修学資金の貸与を受けたいときは、新たに市長に申請しなければならない。

（保証人）

第8条 申請者は、2人の保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金等の貸与を受けた者（以下「修学資金等借受者」という。）と連帯して修学資金の返還の債務を負担するものとする。

3 第1項の保証人は、修学資金等借受者と連帯して債務を負担する能力を有する者でなければならない。

（修学資金の取消し）

第9条 市長は、修学資金の貸与を受けている看護学生等（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与を取り消すことができる。

（1）修学資金の貸与を辞退したとき。

（2）養成施設等を退学したとき。

（3）心身の故障のために修学の見込みがなくなると認められるとき。

（4）偽りその他不正な手段により貸与を受けたと認められるとき。

（5）学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

（6）死亡したとき。

（7）その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

（修学資金の停止）

第10条 市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与は行わないものとする。ただし、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、当該修学資金は、当該看護学生等が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

（修学資金等の返還）

第11条 修学資金等借受者は、第13条の規定による修学資金等の免除を受けた場

合を除き、規則で定めるところにより、貸与を受けた修学資金等を返還しなければならない。

(返還の猶予)

第12条 市長は、修学資金借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 養成施設等に在学しているとき 当該養成施設等に在学している期間
- (2) 市立医療機関に看護職員等として業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間
- (3) 養成施設等の卒業年度における薬剤師国家試験、保健師国家試験又は看護師国家試験（以下「看護師等国家試験」という。）において、当該職種に係る免許を取得できなかったとき 当該卒業年度の翌年度に実施される看護師等国家試験に合格した場合に限り、当該試験の実施日が属する年度の翌年度の末日までの期間（ただし、当該期間中に修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められる場合は、当該事由が生じた日までの期間）

2 市長は、活躍応援資金の貸与を受けた者（以下「活躍応援資金借受者」という。）が市立医療機関に看護職員等として業務に従事している期間、活躍応援資金の返還を猶予することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、災害その他のやむを得ない事情により一時的に修学資金等の返還が困難となった場合、必要最小限の期間について修学資金等の返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第13条 市長は、修学資金借受者が、次の表の左欄の職種に応じ、それぞれ同表の右欄に定める免除要件に該当するに至ったときは、修学資金の返還を免除することができる。

職種	免除要件
薬剤師	養成施設等の卒業年度又はその翌年度における薬剤師国家試験において免許を取得した後、当該試験の実施日が属する年度の翌年度の末日までに市立医療機関に薬剤師として勤務し、その業務に従事した期間が10年に達したとき。
保健師又は看護師	養成施設等の卒業年度又はその翌年度における看護師国家

	試験において免許を取得した後、当該試験の実施日が属する年度の翌年度の末日までに市立医療機関に保健師又は看護師として勤務し、その業務に従事した期間が5年に達したとき。ただし、看護師免許の取得後、より高度な能力を身につけるため他の養成施設等に進学等した場合にあっては、当該養成施設等の卒業年度の翌年度末までに市立医療機関に保健師又は看護師として勤務し、その業務に従事した期間が5年に当該養成施設等において修学資金の貸与を受けた年数を加えた年数に達したときとする。
薬剤師、保健師又は看護師	市立医療機関における業務に従事した期間内に業務上の理由により死亡したとき。

2 市長は、活躍応援資金借受者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、活躍応援資金の返還を免除することができる。

(1) 市立医療機関において、看護職員等として5年間業務に従事したとき。ただし、貸与した活躍応援資金に特例加算を含むときは、当該特例加算に係る額にあっては、当該業務に従事した期間において、引き続き南砺市内に住所を有していたとき。

(2) 前号の業務に従事した期間内に業務上の理由により死亡したとき。

(延滞利息)

第14条 修学資金等借受者は、正当な理由がなく修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の延滞利息の徴収は、南砺市税条例（平成16年南砺市条例第54号）に規定する市税の例による。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南砺市看護学生等修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた申請に係る修学資金等の貸与について適用し、同日前に行われた申請に係る修学資金等の貸与については、なお従前の例による。

議案第70号

南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南砺市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

市長部局	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務
------	--

別表第2に次のように加える。

市長部局	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・住民票関係情報・地方税関係情報・介護保険関係情報・障害者関係情報・生活保護関係情報・児童扶養手当関係情報・国民健康保険関係情報
------	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第71号

字の区域の廃止について

土地改良事業（県営農地整備事業石黒西部地区）施行の結果、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分があった日の翌日から、別記調書のとおり字の区域を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

変更調書

1 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	法林寺	村中	3851 番 1、3855 番、3868 番、3982 番、3983 番、 3984 番、3985 番、3986 番、3989 番、3991 番 1、 3991 番 2、3992 番、3993 番、3994 番、3997 番、 3998 番 2、4002 番、4007 番、4008 番、4010 番 1、 4011 番 2、4014 番、4016 番、4017 番、4018 番、 4019 番、4020 番、4021 番、4022 番、4023 番

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

議案第72号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道路線を下記のとおり認定する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田中幹夫

記

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地	備考
		終 点		
1	東新田理休線	城端		
		理休		
2	理休2号線	理休		
		理休		
3	大牧2号線	利賀村長崎		
		利賀村仙野原		
4	南町5号線	松原新		
		松原新		
5	高宮16号線	高宮		
		高宮		
6	高宮17号線	高宮		
		高宮		

議案第73号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道路線を下記のとおり廃止する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田中幹夫

記

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地	備考
		終 点		
1	東新田理休線	城端		
		理休		
2	大牧2号線	利賀村長崎		
		利賀村仙野原		

議案第74号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田中幹夫

記

1 事故の概要

令和5年4月29日午後0時30分頃、砺波市宮沢町3番11号先路上において、市有スクールバスが後方をよく確認せずに後退し、後ろに止まっていた乗用車に衝突した。

2 和解内容

(1) 市は、事故で損傷した相手方の車両にかかる車両修理代、レンタカー代の損害賠償金1,454,706円を支払う。

(2) 市と相手方は、一切の債権債務関係がないことを確認する。

3 和解及び損害賠償の相手方 愛知県名古屋市在住1名

報告第7号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田中幹夫

記

○健全化判断比率

実質赤字比率 (%)	連結実質赤字比率 (%)	実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)
—	—	6.1	—
(12.36)	(17.36)	(25.0)	(350.0)
[20.00]	[30.00]	[35.0]	

※（ ）内は早期健全化基準を示し、[]内は財政再生基準を示す。

○資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「令」という。）第17条第1号の規定により事業の規模を算定した。
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	

※国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所事業特別会計、介護事業特別会計、訪問看護事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計は、当該比率の算定対象外である。

※経営健全化基準は、20.0%である。

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償に係る和解について専決処分したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田中幹夫

記

専決番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
6	令和5年4月29日に砺波市宮沢町地内で発生した市有自動車の交通事故	愛知県愛西市在住1名	市が支払う額 127,360円	令和5年 7月25日

認定第1号

令和4年度南砺市一般会計歳入歳出決算認定について

令和4年度南砺市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第2号

令和4年度南砺市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度南砺市バス事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第3号

令和4年度南砺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度南砺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第4号

令和4年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定
について

令和4年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第5号

令和4年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第6号

令和4年度南砺市介護事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度南砺市介護事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第7号

令和4年度南砺市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度南砺市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第8号

令和4年度南砺市病院事業会計決算認定について

令和4年度南砺市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第9号

令和4年度南砺市水道事業会計決算認定について

令和4年度南砺市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第10号

令和4年度南砺市下水道事業会計決算認定について

令和4年度南砺市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫